

卒業後、阿賀野市で暮らすあなたを応援！

最大 25%

# 奨学金貸付総額の一部を補助します

## 阿賀野市奨学生移住・定住促進事業とは？

阿賀野市では、若者の移住・定住促進施策の一環として、阿賀野市奨学金の貸与を受けて高校・大学等を卒業後、就業し、在学中から阿賀野市に住み続けている若者や、市外から阿賀野市に移住した若者の定住を促進するため、奨学金の貸付総額の一部を助成（補助金の交付）します。

## 補助額

対象者	補助額
県外学校 卒業者	奨学金貸付総額の <b>25%</b> 補助
県内学校 卒業者	奨学金貸付総額の <b>10%</b> 補助

## 対象者



- 阿賀野市奨学金の貸与を受けて高校、大学、専門学校等を卒業し、奨学金を返還中又は返還した方※1
- 奨学金返還開始年度の4/1から阿賀野市に3年以上住民登録し、現に居住している方※2
- 補助金申請時から2年以上阿賀野市に居住する見込みの方
- 返還すべき奨学金及び市税の滞納がない方
- 補助金申請時にフルタイム勤務している方※3

※1 補助金申請時に補助金交付申請額を返還している方

※2 移住者は、奨学金返還開始年度の4/1から5年以内に転入し、その後、3年以上継続して住民登録・居住している方

※3 補助金申請時から雇用期間1年以上の見込みがある方（国及び地方公共団体の職員除く）

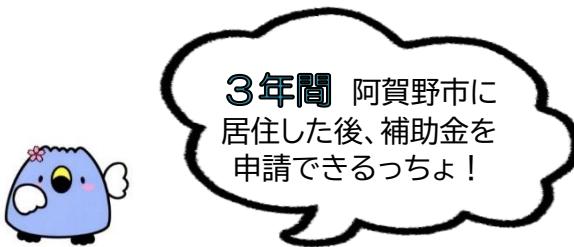
## お問合せ先

新潟県 阿賀野市教育委員会 学校教育課

〒959-1919 新潟県阿賀野市山崎77番地

TEL 0250-62-2790 FAX 0250-63-2115 E-Mail gakkokyoku@city.agano.niigata.jp

## ＼申請から交付までの流れ／

①  
奨学生貸与

阿賀野市の奨学生を受けて高校・大学等に進学します。

②  
奨学生返還

奨学生の返還を開始します。(12月)

③  
阿賀野市居住

返還開始年度の4/1から**3年以上**阿賀野市に居住します。

④  
申請書類提出

申請書類を学校教育課に提出します。(6月)

⑤  
交付決定

市役所において、審査し、交付決定通知を送付します。

⑥  
請求書提出

申請者が請求書を提出します。

⑦  
補助金交付

指定する金融機関の口座へ補助金を振り込みます。

⑧  
居住・就業確認書類提出

補助金申請から**2年間**居住及び就業確認書類を提出します。

※ 奨学生返還開始年度の4/1又は転入日の翌年度の4/1から5年以内を申請期限とする。

※ 虚偽の申請により補助金の交付を受けた場合や、補助金申請時から2年の間において、阿賀野市外に転出又は阿賀野市に居住していないことが判明した場合は、補助金を全額返還していただきます。

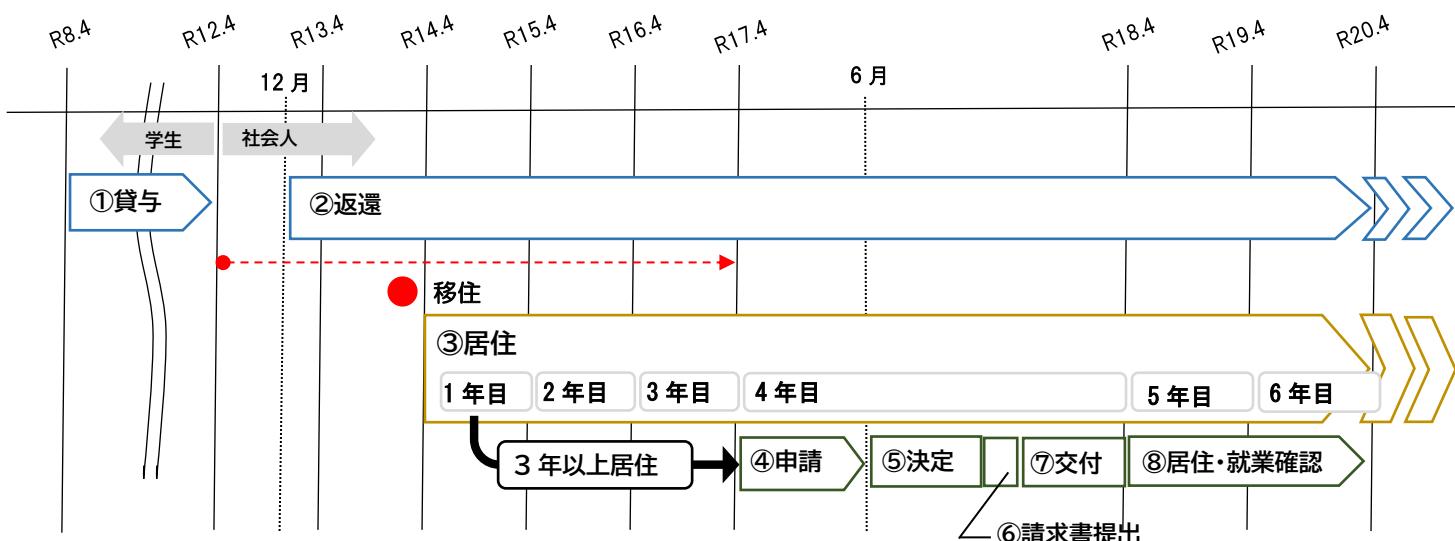
補助金申請後  
**2年以上**阿賀野市に住み続けてっちょ！



返還開始年度の4/1から**5年以内**の移住者が補助金対象

例) R12.12月返還開始者の場合は、R17.3.31までの転入者が補助対象

## ＼移住者（例）／



## お問合せ先

新潟県 阿賀野市教育委員会 学校教育課

〒959-1919 新潟県阿賀野市山崎 77 番地

TEL 0250-62-2790 FAX 0250-63-2115 E-Mail gakkokyoku@city.agano.niigata.jp